

ビキニ労災裁判提訴

原告14人が高知地裁へ



高知地裁へ提訴に向う原告と弁護団(3月30日)

1954年、アメリカによるビキニ環礁での水爆実験によって、近海でマグロ漁を操業中に大量の放射線を被曝した当時の船員への労災保険適用を求める訴訟が3月30日に高知地裁に提訴されました。

本訴訟は船員の労災保険を管轄する全国健康保険協会船員保険部が、被曝した船員から出されていた保険適用申請を却下したことは不当であるとして、元船員と遺族14人が「ビキニ労災訴訟を支援する会」(※)の支援を受けながら、労災申請を却下した同協会の処分を取り消しを求めるもの。さらには日米政治決着により元船員の損害賠償請求権を行使できなくなったことに対する憲法29条3項に基づく損失補償として約750万円を求めるとも同時に起こしました。

提訴後、高知城ホールで開いた記者会見では同協会が被曝線量が確認できないことを労災不支給の理由にしていることを

踏まえた今後の法定闘争の方向性について南拓人弁護士は「元船員が被曝した事実を積み上げ現場で何があったのかを論証していく。100ミリシーベルトの被曝あるなしという数字の問題にはしない」。

原告の大本節子さん(第七大丸船員の故大黒藤兵衛氏の娘)は「被曝の影響はない」という答えが先にあり、被害者に聞き取りもしないで労災を支給しないことを決めたことは許せない、元ひめ丸船員の故増本和馬氏の妻・美保さんは「これは自分だけの問題ではないと言っていた夫の思いを引き継いでいく。裁判で良い結果を出したい」と話していました。

※「ビキニ労災訴訟を支援する会」 共同代表＝関



記者会見に臨む原告と弁護団(3月30日)

同日、提訴に先立ち高知城ホールで核被災検証会が取り組まれ専門家から報告がありました。

医師の間関元さんは「ビキニ核実験の被害は人権問題だ。国連憲章に基づき解決されなければならぬ。第五福竜丸の船員にまがりなりにもこうした措置と同様のことをする責任があるが、『有識者』が一度も当事者に話

を聞かず労災不支給を決めた。今度の裁判は被曝の実相を問う初めての裁判になる。裁判官に直接訴えかけることができるので大いに期待している。社会保険労務士の色部祐氏、第五福竜丸記念館学芸員の市田真理さんなどからも発言がありました。